

第3章 施策の方向

105	保育コンシェルジュの配置	入所希望児童が年々増加傾向にある中、一人ひとりの保育ニーズにきめ細かく対応し、保育所選びや様々な保育サービスの利用を支援します。	保育課
106	学童クラブ事業	保護者が就労等で昼間家庭にいない小学生を対象に、適切な遊びや生活の場を提供します。	放課後対策課
107	区立幼稚園預かり保育の実施	区立幼稚園の教育時間終了後、希望する在園児を対象に「預かり保育」を実施します。	庶務課（教育施策推進担当課長）
108	私立幼稚園一時預かり事業の推進	私立幼稚園の教育時間の前・後、長期休み中に在園児を保育する「一時預かり事業」を推進します。教育時間を含め、8時間以上の預かり保育を「一時預かり（幼稚園型）」とし、運営費を補助して子育て環境の整備を図ります。	保育課
109	私立幼稚園等園児保護者援助事業（入園時補助を含む）	私立幼稚園に在園する幼児の保護者の負担軽減を図るため、補助金を交付します。	保育課

②幼児教育・保育の質の向上

重点事業				
事業名		事業目標	事業内容	
110 子ども研修		子ども施設職員の学びの場を確保し、支援者の質の向上を図ります。	子ども福祉に携わる職員を対象に、質の高い福祉サービスを展開するために、保育や学童指導等の専門的な知識や技術を身につけ、実践力を高めるための幅広い研修を実施します。	
			目標	現状値（令和5年度）
担当課	子ども若者課	延べ受講者数	1,395人	1,800人

計画事業				
事業名		事業内容		担当課
5	保育の質向上事業	【再掲】		保育課
111	保育指導事業	豊島区が認可・確認している保育施設に対して、巡回による指導・助言や訪問による指導検査を実施します。		保育課
112	保育の質ガイドライン関係事業	豊島区における「保育の質ガイドライン」の区内保育施設の保育士への配布や、普及版の窓口等での配布により、「豊島区保育の質ガイドライン」の普及・啓発を図るとともに、必要に応じた改定を行います。		保育課
113	保育の質向上のための研修委託事業	民間保育施設の保育士等を対象としたコミュニケーションの向上及び職種・職層に応じた専門的な研修を実施し、保育の質向上を図ります。		保育課
114	私立幼稚園教育環境整備事業	私立幼稚園の経営の安定と教育の充実及び心身障害児教育の教育条件の維持・向上を図るため、補助金を交付します。		保育課
115	保育施設間の連携協力事業	区内の認可保育施設がエリアごとに連携し、勉強会等を通じて、保育内容や地域の情報共有を図ることで、地域のネットワーク強化を図っていきます。		保育課
116	地域型保育施設への連携協力事業	公立・私立保育園と地域型保育施設が連携協定を結び、行事を通じた交流、合同保育の実施、施設・園庭の開放等の取組を行います。		保育課
117	保育施設の園外活動支援	園庭のない保育施設等の園外活動を支援するため、教育委員会の協力のもと、区立小学校の校庭など、園児の遊び場確保を図ります。		保育課
118	保育施設の運営充実助成	保育施設における保育サービスの推進や保育環境の充実、保育士の人材確保等を支援するため、補助金を交付します。		保育課

第3章 施策の方向

③ 幼稚園・保育所と小学校の連携

計画事業		
事業名	事業内容	担当課
119 保幼小連携推進プログラムの作成	就学前期のそれぞれの時期にふさわしい指導を積み重ね、小学校への円滑な接続が図られるよう、0～5歳児の就学前プログラム、小学校入学後のスタートプログラムをまとめた「保幼小連携推進プログラム」を作成します。また、区立幼稚園を中心にプログラムの検証等の研究を行い、関係機関への情報発信を行います。	保育課 庶務課（教育施策推進担当課長） 指導課
120 保幼小連絡会（仮称）の設置	幼稚園・保育所・小学校の教職員間における定期的な交流と情報交換を行うための場を設置します。	庶務課（教育施策推進担当課長）

取組の方向性

(2) 子どもの主体性を尊重した学校環境の整備

【現状と課題】

子どもが安心して学び、将来への希望をもって、健やか学校は、学習機会の提供のほかに多くの成長の機会を子どもたちへ与えてくれます。令和5年度に実施したアンケートの結果では、ホッとする場所として「自分の部屋」や「家庭」の次に「学校の教室」が選ばれており、学校が子どもの生活にとって重要な場所であることが伺えます。また、「学校で何かを決めるとき、あなたは意見を言えるようになっていきますか。」の設問に対しては、29.7%の子どもがとてもなっている、「学校であなたの意見や思いは大切にされましたか。」の設問に対しては、35.4%の子どもがとても大切にされていると回答しています。一方、区立小中学校職員の31.0%が「子どもの気持ちや意見を聞くことがとてもできている」と回答し、11.1%が「子どもから聞いた意見を、実際に反映させたり実現させたりすることができている」と回答しています。

に成長するためには、子ども自身が、自らの権利について十分に理解し、他者も自分と同様に権利を持っていることを認識することが重要です。

【方向性】

子どもが自分たちの権利について理解し、お互いの権利を尊重するような取組を推進していきます。また、学校において、子どもたちが自発的に行動し、自由に意見を述べることができ、それが尊重されていると実感できるように、子どもの意見表明を促進します。さらに、スポーツや文化活動等、多岐に渡る活動を通じて子どもの創造性や感受性を育成し、豊かな成長を支えるための取組を進めていきます。

【計画の進捗を測る指標】

指標名	現状		目指す方向性 (令和11年度)
学校が「楽しい」と感じている子どもの割合	令和5年度	・小学生 64.8% ・中高生 55.0%	↗
学校で自分の意見を「言えていない」と回答した子どもの割合	令和5年度	・小学生 8.0% ・中高生 4.9%	↘
学校で何かを決める時、先生が意見を聞いてくれていると子どもが思う割合	令和5年度	・小学生 63.9% ・中高生 69.1%	↗
学校で何かを決める時、子どもの意見を聞いている回答した小中学校教職員の割合	令和5年度	・小学校教職員 89.1% ・中学校教職員 94.3%	→

根拠：計画策定のためのアンケート調査

第3章 施策の方向

【具体的な取組】

①子どもの権利に関する継続的な学びの推進

重点事業				
事業名		事業目標	事業内容	
121 学校における「子どもの権利」に関する学習機会の確保【再掲】		学校での子どもの権利の学習機会を確保します。	「子どもの権利に関する条例」について、学校での活用事例集を作成し、学校での活用を推進します。また、講師派遣や民間団体等の学習プログラムなどの子どもの権利を学ぶメニューを作成し、モデル校で順次実施し、子どもの権利の普及啓発を推進します。	
		目標	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
担当課	子ども若者課 指導課	実施校数①子ども若者課 ②指導課	①8校 ②5校	①22校 ②毎年度小学校2校、中学校1校で継続実施

計画事業			
事業名	事業内容		担当課
122 人権課題に対する教育の充実	東京都教育委員会が作成している「人権教育プログラム」に基づき、人権にかかわる様々な題材を取り上げた指導事例等を活用し、人権尊重や「生命の大切さ」を学ぶ取組を推進します。		指導課
123 道徳教育の充実	学校における全ての教育活動を通して、児童・生徒の道徳性を一層充実します。特に、「特別の教科 道徳」においては、「考える道徳」「議論する道徳」を実現するため、指導方法や指導計画等の改善を図ります。		指導課

②子どもの意見表明・反映及び社会参画への支援

重点事業				
事業名		事業目標	事業内容	
124 子どもの主体的活動への支援の推進		子どもが自らの意見を発信し、主体的な活動することを目指します。	学校における児童会・生徒会・委員会・部活動等、子どもの主体的な活動を支援し、子どもの意見等が学校運営に反映されるよう支援します。	
		目標	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
		活動の周知、充実	各学校で子どもの主体的な活動に取り組んでいる。	各学校における児童会・生徒会・委員会・部活動等における子どもの意見を反映した好事例を周知し、充実させる。
担当課	指導課			

③学校における活動・体験機会の充実

計画事業			
事業名	事業内容		担当課
125 伝統・文化の継承	日本の伝統・文化理解を推進するために、区内外にある教育資源（藍染め、落語、邦楽、和太鼓、江戸凧づくり、菊づくり等）を積極的に学習活動に取り入れ、伝統・文化の継承を図ります。		指導課
126 次世代文化の担い手育成事業	幼児・児童・生徒の創造力、表現力、コミュニケーション能力を高めるため、プロの芸術家や専門家を学校に招き、本物の芸術・文化に触れる機会の充実を図ります。		指導課

取組の方向性

(3) 子どもに関わる人への支援

【現状と課題】

子どもの権利が保障されるためには、大人が子どもの権利を理解し、信頼関係を構築することが必要不可欠です。「子どもの権利に関する条例」では、子どもに関わる施設の職員や区民、事業者等、子どもに関わる大人の責務を規定しています。令和5年度に実施したアンケートでは、条例を知らない割合が保護者では53.1%、地域団体では19.8%、区施設職員では6.1%でした。これら認知度は、平成30年度に実施したアンケートと比較すると高まっていますが、十分であるとは言えません。

子ども・若者の権利が尊重されるためには、子ども・若者に関わる人が権利について理解することが必要であり、また、そういった人への支援を通して子ども・若者支援の質を高めることが重要です。

【方向性】

学校や保育園などの子どもに関わる施設職員をはじめとして、地域で子ども・若者支援に関わる方々への「子どもの権利に関する条例」の理解促進に向けた取組を推進するとともに、子どもに関わるおとなを支援する仕組みづくりや支援者の質の向上を図ります。

また、「豊島区学校における働き方改革推進プラン」に基づく取組を推進することで、教員の負担軽減を図り、働きやすい環境を整備します。

【計画の進捗を測る指標】

指標名	現状	目指す方向性 (令和11年度)
子どもの権利に関する条例を「知っている」と回答した割合	令和5年度 <ul style="list-style-type: none"> 区施設職員 77.0% 地域団体等 57.3% 	↗
職場や地域で子どもの権利について学ぶ機会がないと答えた割合	令和5年度 <ul style="list-style-type: none"> 区施設職員 42.4% 地域団体等 66.8% 	↘

根拠：計画策定のためのアンケート調査

第3章 施策の方向

【具体的な取組】

①子どもに関わる人への支援

重点事業				
事業名		事業目標	事業内容	
127 「子どもの権利」に関する研修・講座の実施【再掲】		子どもに関わる施設や地域で子どもに関わるおとなが子どもの権利を学ぶ機会を確保します。	学校教諭や保育士等、子ども施設の職員に対して、子どもの権利に関する研修や、地域のおとなに対する出前講座や講演会を実施します。	
		目標	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
担当課	子ども若者課 指導課	①職員研修実施回数 ②出前講座実施回数 ③講演会実施回数	①10回 ②3回 ③1回	①10回 ②7回 ③3回

計画事業			
事業名		事業内容	担当課
110	子ども研修	【再掲】	子ども若者課
113	保育の質向上のための研修委託事業	【再掲】	保育課

②子どもに関わる人のための環境整備

重点事業				
事業名		事業目標	事業内容	
128 教員の働き方改革推進事業		学校の教員が働きやすい環境を整備し、教員の負担軽減を図ります。	<p>「豊島区学校における働き方改革推進プラン」に基づく以下の取組を推進します。</p> <p>①【区立学校法律相談事業】 学校で起こるいじめや保護者とのトラブル等について法的アドバイスを受けることや、管理職とともに保護者等と対面相談をするために弁護士を学校に派遣します。</p> <p>②【スクール・サポート・スタッフ配置事業】 スクール・サポート・スタッフとして臨時職員を雇用し、教員の補助業務を行います。また、区独自で交通費を支給し、適切な人員確保に努めます。</p> <p>③【部活動における指導員・外部指導員の活用促進】 地域の大学やスポーツ団体等と連携し、部活動における指導員制度の導入・外部指導員のさらなる活用促進を図っていきます。</p>	
		目標	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
担当課	指導課	①区立学校法律相談事業 ②スクール・サポート・スタッフ配置事業 ③部活動における指導員・外部指導員の活用促進	①研修2回、相談41日 ②30校 ③2校に配置	①豊島区教育委員会専属のスクールロイヤーを配置、校園長を対象にした研修を年1回以上実施 ②全区立小中学校30校に配置 ③区立中学校4校に配置

計画事業			
事業名		事業内容	担当課
33	スクールソーシャルワーカー活用事業	【再掲】	教育センター
129	外国籍児童・生徒等に対する通訳サービス・通訳派遣の充実	外国籍の児童・生徒及びその保護者とのコミュニケーションを確保するため、タブレットを用いたテレビ電話での通訳サービスや、教育センターから各学校への通訳派遣の充実を図っていきます。	学務課

<IV> 一人ひとりの若者が、社会とつながり合い、自分らしく成長できるまち

取組の方向性

(1) 若者の自立支援

【現状と課題】

子ども若者総合相談「アシスとしま」では、就労や学校、家族関係、生活習慣など、若者やその家族から多種多様な相談が寄せられています。核家族化や地域コミュニティの希薄化、教育の高度化・細分化や働き方の多様化等により、若者の孤独や孤立が高まっています。

令和5年度に実施したアンケート調査においても、若者の49.3%が「社会生活や日常生活を円滑に送ることができなくなった経験がある」と回答しています。また、「自分ほまわりから取り残されていると思う」と回答した若者は21.4%、「自分には話せる人がいないと思う」と回答した若者は19.7%、「自分はひとりぼっちだと思う」と回答した若者は16.1%、「自分が役に立たないと強く感じている」と回答した若者は40.8%であり、若者の孤独や不安及びそれに伴う無力感が子どもと比べて大きいことが伺えました。若者の自己肯定感を育み、自己有用感を高めて主体的な生活を送るための支援が求められます。

そのためには、こうした若者の抱える多様な悩みや困難を受け止め、若者本人を尊重しながら、健康や日常生活、就労など、それぞれに必要な支援をしていくことが重要です。

【方向性】

若者それぞれが自らの人生を主体的に送れるよう、若者の個々の気持ちに寄り添い、健康や日常生活、就労など、必要な支援を実施していきます。

健康や日常生活の支援としては、情報の提供や啓発活動、病気の予防や早期治療に繋がる各種健診サービスの提供、体の健康や心の悩みを聴く相談窓口での支援など、若者の生活力向上に繋がる事業を実施していきます。

また、就労への支援が必要な若者に対しては、就労に向けたスキルアップや、インターンなどの就労体験ができる機会の提供、就労に関する悩みや不安に関する相談窓口の設置など、若者の経済的自立に繋がる就労という観点で、若者の成長を後押しする様々な取組を行っていきます。

【計画の進捗を測る指標】

指標名	現状		目指す方向性 (令和11年度)
自分のことが「好き」と回答した若者の割合 (好き+だいたい好き)	令和5年度	65.0%	↗
今までに社会生活や日常生活を円滑に送ることができなくなったことが「ある」と回答した若者の割合	令和5年度	49.3%	↘
自分には「話せる人がいない」と回答した若者の割合	令和5年度	19.7%	↘
不安に思うことや困っていることを相談でき、虐待や体罰、いじめなどにあったときは助けを求められることができると回答した割合	令和5年度	75.7%	↗

根拠：計画策定のためのアンケート調査

第3章 施策の方向

【具体的な取組】

①日常生活への支援

計画事業		
事業名	事業内容	担当課
130 中高生センタージャンプにおける子ども・若者の生活力向上のための取組	中高生センタージャンプにおいて、料理や掃除などの日常生活に関する講座や、各種若者支援団体による定期的な啓発・相談事業（東京都エイズ啓発事業ふぉー・てぃー/NPO ビッコラーレ）により、トラブルを回避し健康的な生活を送る能力を身に着ける機会を提供します。	子ども若者課
131 鬼子母神 plus	池袋保健所 1 階に、女性や若年者の結婚・妊娠・出産・子育てといったライフプラン形成のための情報発信スペース「鬼子母神 plus」を設け、月別に設定したテーマを中心に健康情報展示を行っています。また活動スペースとして登録団体に貸し出しています。	地域保健課
132 若年者向け(40 歳未満)健診事業	法的な健康診査の位置付けがない若年層の方を対象に、健康課題に合わせた疾病予防や健康づくりのため、生活習慣病予防健診（男性）、女性の骨太健診を実施しています。	健康推進課
133 子宮頸がん検診	子宮頸がんの早期発見・早期治療のため、年度末時点で 20 歳以上偶数年齢の女性を対象に、子宮頸がん検診を実施します。本検診は、2 年に 1 回の定期的な受診を推奨しています。	地域保健課
134 子ども・若者への消費者教育推進事業	消費生活に関する知識を修得し、適切な行動に結び付けられるよう消費者教育を実施します。	生活産業課
135 自殺・うつ病の予防対策	若者向けのメッセージカード、相談窓口一覧の作成による普及啓発や、ゲートキーパーの養成とネットワーク化による地域連携体制の構築を行います。若者の自殺対策として大学院生と協働したハートプロジェクトの実施、自殺・うつ病の予防対策委員会によるデータの分析や活動の評価、改善策を検討します。	保健予防課
136 青少年自殺予防対策事業	子ども・若者の身近な居場所である中高生センタージャンプにて、大学院等と連携して、子ども・若者を対象とした相談支援事業を行います。また、コラージュ・サンドピクチャーなどの手法を用いて、中高生が自分と向き合う時間を確保して「自己肯定感」を再獲得し自殺予防に取り組みます。	子ども若者課
137 DV・デート DV 防止のための周知啓発事業	DV やデート DV 防止に関するリーフレットや相談カードの配布を行います。 また、区立中学生等を対象とした「デート DV 予防教室」の実施など、若年層に対してデート DV 防止に関する周知啓発事業を行うことで、将来の配偶者間の DV 発生防止を図ります。	男女平等推進センター

②経済的自立への支援

計画事業		
事業名	事業内容	担当課
82 被保護者次世代育成支援事業	【再掲】	生活福祉課 整備生活福祉課
138 就業支援事業	求職者の職業相談を行うハローワーク池袋（池袋職業安定所）や東京しごと財団（東京都）、近隣区と連携して、就職フェアや就労支援セミナーなどを開催し、若年求職者の就職をサポートします。	生活産業課
新規 139 自立相談支援事業（くらし・しごと相談支援センター）	就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方々が抱える様々な課題を整理し、状況に応じて適切な支援及び支援の総合調整を行います。	福祉総務課
140 就労準備・社会参加支援事業	直ちに就労することや、就労の継続が難しいなど就労困難者へ個々の課題に応じた支援プランを作成し、関係機関と連携したチーム支援など対象者に寄り添った支援を行います。	福祉総務課

取組の方向性

(2) 若者の社会参画支援

【現状と課題】

令和5年度の若者を対象として自分の居場所を尋ねたアンケート調査では、「自分の部屋」が81.8%、「家庭」が58.2%である一方、「学校」は21.1%、「職場」は12.1%、「地域」は13.2%に留まり、「インターネット空間」を居場所として回答した若者は30.7%でした。これまでに地域活動に参加してことのある若者は43.9%であり、地域や社会とのつながりが希薄であることが伺えます。これに起因する個人や家族の孤立や家庭教育・学校教育の格差等により孤独や生きづらさを感じる若者が増えています。

豊島区では、こういった若者のうち、困難を抱える若年女性を早期に支援につなげていくための情報発信や研修等の取組である「すずらんスマイルプロジェクト」を企業や民間支援団体等と連携・協働して進めています。若者が主体的に成長していけるように更なる仕組みの構築が求められています。

地域の中にどのような場所があるとよいと思うかについては、「気の合う同士でおしゃべりしたり、ゆったり過ごせたりする場所」と回答する若者が55.7%で最も多く、「自分のペースで静かに学習できる場所」が54.3%、「野外でからだを動かしてスポーツや活動できる場所」が50.4%と続きました。

【方向性】

自宅と学校、職場以外での若者のつながりを充実化させるため、若者が安心して自由に過ごす居場所の提供や相談支援、その他、企業やNPO等と連携して若者の居場所や活動の場について意見交換や調査研究等を行いながら検討を進めていきます。

豊島区内の施設での若者の活動支援や、学びの場の提供を行います。また、地域活動や選挙等、社会参加の機会や情報の提供を行い、若者の社会参画を支援します。

【計画の進捗を測る指標】

指標名	現状		目指す方向性 (令和11年度)
若者がホッとできる居場所として「地域」と回答した割合	令和5年度	41.4%	↗
若者が「自分が役に立たないと感じている」と回答した割合	令和5年度	30.8%	↘
地域活動・イベント・ボランティア等に参加したことがあると回答した若者の割合	令和5年度	45.7%	↗
国政選挙や地方選挙に行っていないと回答した若者の割合	令和5年度	15.7%	↘

根拠：計画策定のためのアンケート調査

第3章 施策の方向

【具体的取組】

①居場所・活動の場の充実

重点事業				
事業名		事業目標	事業内容	
141 中高生センタージャンプの若者支援		18歳以上の困難を有する若者を支援します。	中高生センターにおいて、高校を卒業したOB・OG世代への進路の変更や転職・就職に関する相談や、若者の社会貢献活動への支援を実施します。また、中高生の利用者が少ない時間帯に施設の一部に若者の居場所をつくります。	
		目標	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
担当課	子ども若者課	①登録者数 ②延べ利用者数 ③相談件数	①60人 ②1,637人 ③544件	①80人 ②1,000人 ③500件

計画事業			
事業名	事業内容		担当課
142 若者学びあい事業	「みらい館大明」において、若者が気軽に立ち寄れる居場所として、「ブックカフェ」を週6日、NPOと協働で開館しています。コーディネーターを配置し、若者が地域で活動するきっかけづくりやサポートも行っています。		学習・スポーツ課
143 としまコミュニティ大学	豊島区と区内7大学（学習院大学・川村学園女子大学・女子栄養大学・大正大学・帝京平成大学・東京音楽大学・立教大学）が協働で事業展開している人づくり・活動づくり・地域づくりのための総合的な学びの場です。		学習・スポーツ課
144 区立図書館におけるYA向けの取組	区立図書館においてYAコーナーの図書充実や、利用者との情報交換のための掲示板設置、YA向けイベントや企画展示の実施などにより、子ども・若者の読書活動を促進します。		図書館課

②社会参画の推進

計画事業			
事業名	事業内容		担当課
145 選挙普及啓発事業	小中学校・高校・大学における選挙に関する出前講座や模擬選挙の実施及び選挙物品の貸出、マンガ家のデザインしたポスター等の普及啓発媒体の作成、若者を選挙立会人に選定することなどを通じて若者の選挙に対する関心を高め、投票率の向上につなげます。		選挙管理委員会事務局
146 地域防災力向上事業	消防団の加入や地域での防災訓練・防災講座への若者の参加を促進し、新たな地域防災の担い手の創出に取り組みます。また、PTA等と連携し、小中学校を対象とした防災授業や地域の防災講話、防災イベントを通じて、防災意識の向上を図ります。		防災危機管理課
142 若者学びあい事業	【再掲】		学習・スポーツ課
147 すずらんスマイルプロジェクト	生きづらさを抱える10代・20代の若年女性の困難な問題や状態に早い段階で気づき、区の相談窓口や施策、関係機関や民間支援団体等による適切な支援につなげていくため、当事者に届けるための情報発信や、職員のスキルアップに向けた研修、企業や民間支援団体等と連携・協働した取り組みを実施します		男女平等推進センター

新規

<V> 全ての子ども・若者の最善の利益が守られ、安心して生きることができるまち

取組の方向性

(1) 一人ひとりに寄り添った支援

【現状と課題】

豊島区における児童虐待通告件数は年々増加傾向にあります。令和4年度に実施した豊島区ヤングケアラー調査[※]では、2.2%の子どもが自分はヤングケアラーにあてはまると回答しました。令和5年2月には児童相談所を開設しました。関係機関で連携し、複雑化・多様化する児童虐待の相談に対応しています。子どもの安全と健やかな成長を支える持続可能な支援体制を強化し、更に整えていくことが求められています。

不登校児童・生徒数は、小学校・中学校ともに増加しています。令和5年度に実施したアンケート調査では小学生の6.6%、中学生の4.4%の子どもが学校は楽しいと思わないと回答しており、こうした子どもへの支援が求められています。

18歳未満の身体障害者手帳所持者数は横ばいの状態、愛の手帳所持者数は微増傾向にあります。令和6年4月には、専門性の高い児童発達支援を提供し、併せて障害児やその家族及び関係者に総合的に対応する地域に根差した中核的施設として児童発達支援センターを開設しました。また、医療的ケア児及びその家族を身近な地域で支えられるようにするため、関係部署や医師会等で構成する協議会を立ち上げ、医療的ケア児等コーディネーターの配置や庁舎内の相談窓口開設等、取り組みを進めています。引き続き、総合的な支援体制の強化と支援内容の充実が求められています。

豊島区の外国人住民人口は、コロナ禍により減少するも、令和4年度以降は増加しており、外国人住民の比率は、23区内では新宿区に次ぎ2番目となっています。

豊島区における15～39歳の死因の約4割が自殺であり、自殺者に占める20～30代の割合が高くなっています。子ども・若者の自殺予防が重要な課題となっています。

※豊島区ヤングケアラー実態調査

(<https://www.city.toshima.lg.jp/265/kosodate/kosodate/shiencenter/2207122034.html>)

【方向性】

虐待被害、いじめ被害、不登校・ひきこもり、障害、外国ルーツなど、人によって抱えている背景は様々であり、求められる支援も異なります。一人ひとりの状況にこちらから寄り添い、相談しながら必要な支援を進めていきます。

【計画の進捗を測る指標】

指標名	現状	目指す方向性 (令和11年度)
学校が楽しいと感じている子どもの割合	令和5年度 ・小学生 64.8% ・中高生 55.0%	↗
過去1年間でお金が足りず家族が必要とする食料が買えないことがあったと回答した保護者の割合	令和5年度 ・小学生保護者 3.7% ・中学生保護者 7.3% ・高校生保護者 11.0%	↘

根拠：計画策定のためのアンケート調査

第3章 施策の方向

【具体的な取組】

①子どもの虐待防止（再掲）、ヤングケアラーへの支援

重点事業			
事業名	事業目標	事業内容	
25 子ども虐待防止ネットワーク事業【再掲】	児童虐待の予防及び重篤化の防止を図ります。	①児童虐待の予防・防止に関するネットワークの重層的整備を図ります。 ②児童問題に関する各関係機関相互の調整とケース管理を行います。 ③マニュアル等を教材とした職員研修の充実を図ります。	
	目標	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
担当課 子ども家庭支援センター	①虐待防止ネットワーク研修開催数 ②出張講座開催数	①2回 ②43回	①2回 ②40回

計画事業		
事業名	事業内容	担当課
36 子どもの権利擁護委員相談事業	【再掲】	子ども若者課
37 児童相談所の運営	【再掲】	児童相談課
42 子ども家庭女性相談事業	【再掲】	子育て支援課
89 母子生活支援施設	【再掲】	子育て支援課

②社会的養育の推進

計画事業		
事業名	事業内容	担当課
148 社会的養育促進事業 新規	民間事業者（フォスターリング機関）も活用した家庭養育の普及啓発、委託促進とともに、社会的擁護の担い手の一つである児童養護施設の誘致を検討します。	児童相談課

③子どものいじめ防止（再掲）、不登校、ひきこもりへの支援

重点事業			
事業名	事業目標	事業内容	
39 子ども若者総合相談事業（アシスとしま）【再掲】	不登校、ひきこもりなど困難な状況にある子ども・若者に対して自立に向けた支援を行います。	学校や就労、家族関係など様々な困難を有する子ども・若者やその家族からの相談を受け付ける総合相談窓口の運営や、アウトリーチによる相談を実施します。 相談を受け、個々の状況に合わせた支援を実施します。また、関係機関や地域と連携し、必要な支援へつなげていきます。	
	目標	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
担当課 子ども若者課	①不登校に関する相談件数 ②ひきこもりに関する相談件数	①31件 ②17件	①20件 ②20件

第3章 施策の方向

計画事業		
事業名	事業内容	担当課
32 スクールカウンセラー事業	【再掲】	指導課 教育センター
33 スクールソーシャルワーカー活用事業	【再掲】	教育センター
35 「としま子どもの権利相談室」の運営	【再掲】	子ども若者課
36 子どもの権利擁護委員相談事業	【再掲】	子ども若者課
149 柚子の木教室（適応指導教室）	不登校児童・生徒に、学習やスポーツ、宿泊教室、体験活動等を通して何度でもやり直せることを実感させ社会的自立に向けた、居場所機能、学習機能、社会への適応支援機能を充実させます。また、いじめなど何らかの理由で学校に登校することが困難な児童・生徒の一時的なシェルターとして機能します。	教育センター
150 教育相談	幼児期から高校卒業年代までの一人一人の自立を支える機関として、臨床心理士による来所相談、電話相談を実施し、相談内容に応じて学校や関係機関との連携を図ります。区立幼稚園幼児教育相談では要支援の幼児とその保護者のサポートを行います。	教育センター

④障害のある子ども・若者や医療的ケアの必要な子どもへの支援

重点事業			
事業名	事業目標	事業内容	
151 発達支援相談事業	心身の発達に困難を持つ子どもとその家族が、個々の発達に合わせた指導や助言を行うことで家族が子育てに自信を持ち、安定した生活が送れるよう支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・西部子ども家庭支援センターにおいて、心身の発達に何らかの偏りや障害のある乳幼児の保護者からの発達、療育、訓練、進路等に関する相談に応じ、助言、指導を行うとともに、関係機関へ連絡、紹介等を行います。 ・西部子ども家庭支援センターにおいて、心身の発達に何らかの問題や障害、心配のあるお子さん、その家族を対象に、個別や集団での訓練や必要な支援を行います。（児童発達支援事業） 	
	目標	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
担当課	子ども家庭支援センター	調整中	調整中

計画事業		
事業名	事業内容	担当課
152 重度障害者の大学等修学支援事業	重度障害者が大学等に修学する際に、大学等の支援体制が整うまでの間、身体介護等の提供に要する費用を支給します。	障害福祉課
153 児童発達支援センターの運営	切れ目のない支援を実現するため、発達に不安や課題を抱えた子どもやその保護者、家族の支援について、所管を越えてコーディネートする専門機関として「児童発達支援センター」を設置し、運営します。	子ども家庭支援センター
154 発達障害者相談窓口	発達障害全般に関し、あらゆる年齢層の当事者、家族からの相談に応じます。相談内容に応じて、適切な機関へ紹介します。	障害福祉課
155 固定学級や通級指導学級と通常学級の交	固定の特別支援学級や通級指導学級における交流や、共同学習の充実を図り、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒	指導課

第3章 施策の方向

	流、共同学習の充実	が相互に理解し合い、共生社会の実現に向けた取組を一層充実します。	
156	巡回子育て発達相談事業	東部子ども家庭支援センターでは、保育園や子どもスキップ・学童クラブを巡回し、従事する職員に対して、発達に課題のある子どもの保育に関する具体的なアドバイスを行います。また施設を利用する保護者からも、子育てや子どもの発達についての相談を受け対応します。	子ども家庭支援センター
157	発達障害者心理相談補助事業	豊島区在住で発達障害あるいは発達障害に起因する問題について、本人またはその家族が区内大学の心理相談（カウンセリング）を受ける際の費用の一部を補助します。	障害福祉課
158	障害児保育事業	障害のある乳幼児を保育所で保育し、集団の中で生活することによる成長を図ります。また、集団保育が難しい場合には、自宅へ伺う障害児訪問保育を実施します。	保育課
159	学童クラブでの障害児受入	障害のある子どもを学童クラブで受け入れ、遊びや生活を通して成長できるように、個々の子どもの状況を踏まえて支援を行います。	放課後対策課
160	障害児通所支援事業	【児童発達支援】心身の発達に何らかの偏りや障害、心配のある子ども、その家族を対象に、個別や集団での訓練や必要な支援を受けるための受給者証を発行します。 【医療型児童発達支援】医療型児童発達事業所において、児童発達支援及び治療を受けるための受給者証を発行します。 【放課後等デイサービス】学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に受けるための受給者証を発行します。 【保育所訪問支援】保育所その他の児童が集団生活を営む施設に訪問し、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を提供します。 【居宅訪問型児童発達支援】重度の障害等により外出が困難な障害児に対して、居宅を訪問して発達支援を提供します。	障害福祉課
161	障害者（児）日中一時支援事業	障害児を介護している方が疾病等の理由で一時的に介護できない時に、障害児に対して宿泊を伴わない短期的な施設を提供し、日常生活の援助・日中活動の支援を行います。	障害福祉課
162	発達障害者支援ネットワーク会議	区内の保健、福祉、教育に関わる関係機関による発達障害者支援ネットワーク会議を開催し、各ライフステージを通じて一貫した支援ができるよう、発達障害者支援に係る課題の検討、情報の共有を行います。	障害福祉課
163	障害者サポート講座	各区民ひろば等を会場に、障害当事者や関係者等から、障害者への声のかけ方や手助け方法を、障害疑似体験等を交えて学ぶ講座を開催します。	障害福祉課
164	障害者文化活動推進事業	障害者が文化へ親しむ環境を整え、障害者美術の区民への周知を図るため、としまセンタースクエアでの豊島区障害者美術展「ときめき想造展」の開催、まるごとミュージアムを使用した展示、まちかど回遊美術館への参加や、Echika 池袋ギャラリーでの障害者絵画展、障害者アート教室などを開催します。	障害福祉課
165	余暇活動支援（ほっと・サロン事業）	主に一般就労をしている知的障害者を対象に、休日を過ごせる場を提供し、就労の定着を目指します。	障害福祉課
166	就労促進支援事業	一般就労を希望する障害者の就職準備（履歴書の記入の仕方や模擬面接）や就職定着支援（企業訪問・三者面談など）を行います。就労前準備講座を開催し、企業で働くことの具体的なイメージにつながる機会を提供します。企業実習等を通して、職場体験を行い、適正な職業を見つけていきます。	障害福祉課
167	日曜教室（つばさCLUB）	18歳以上の中軽度知的障害のある方が、仲間とともに学びあい交流を深めることで、生活課題の解決や余暇活動の充実を図ります。	学習・スポーツ課
168	マルチメディアデジターの充実	通常の本では読書が困難な若者のために、マルチメディアデジターの活用により、読書環境を整備します。	図書館課

第3章 施策の方向

169	区立小学校・幼稚園における医療的ケア児に対する教育の充実	区立小学校・幼稚園において、医療的ケアを要する幼児に医療行為を行える体制を整備することで、保護者の付添いを求めず、他の園児と共に教育を受けられる環境を提供します。	学務課
170	障害者雇用推進	障害者雇用を推進し雇用環境を整備します。また、オフィスサポートセンターの設置等、区自らが就労機会の拡大を図ることで、区民や職員に障害者雇用促進についての理解を深めていきます。	人事課
171	医療的ケア児等支援協議会	保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関連機関が一堂に会し、医療的ケア児等への取り組みや支援について意見交換や情報共有を図ります。	障害福祉課

⑤外国にルーツを持つ子ども・若者への支援

計画事業			
事業名	事業内容	担当課	
172	日本語指導教室	区立小・中学校に就学している日本語能力が不十分な児童に、日本語の習得を目的とする授業を行い、学習理解、生活習慣の習得を容易にします。その際、児童の個々の状況に合わせた個別指導を行います。	教育センター
173	日本語初期指導事業	区立幼・小・中学校に就学する帰国・外国籍園児・児童・生徒・保護者に対して学校生活に適応できるよう通訳を派遣します。	教育センター
174	外国籍の子どもへの学習支援	外国籍の幼児・児童・生徒たちの学習活動を支援するため、必要に応じて、区内の大学や関係機関との連携を図り、個に応じた指導や援助を行います。	教育センター
129	外国籍児童・生徒等に対する通訳サービス・通訳派遣の充実	【再掲】	学務課

⑥非行・犯罪に陥った子ども・若者への支援

計画事業			
事業名	事業内容	担当課	
175	保護観察対象少年に対する就労支援事業	保護観察を受けている区内の少年少女を会計年度任用職員として採用することで、就労の場、社会経験の場を提供し、立ち直り支援と再犯防止を図ります。	子ども若者課
176	社会を明るくする運動	犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない安全安心な地域社会を築こうとする全国的な運動です。区はこれらの運動に対して助成金を支出するほか、事務局として運動のPRや会議事務等を行っています。	子ども若者課
177	更生保護サポートセンターの運営支援	保護司会の活動拠点となる更生保護サポートセンターを区施設内に開設し、運営経費に助成をしています。更生保護サポートセンターでは、保護司による青少年相談が週2回実施されています。	子ども若者課

⑦その他配慮が必要な子ども・若者（DV、多様な性自認・性的指向の人々、自殺予防など）への支援

計画事業			
事業名	事業内容	担当課	
178	女性の専門相談	女性を対象に、法律に関わる相談、人間関係等に関わるこころの相談、DV被害に関する相談を、それぞれの専門家が予約制にて実施しています。	男女平等推進センター
179	緊急一時保護	DV被害にあった女性のほか、緊急で保護する必要がある女性の相談を受け、シェルター等で保護を実施し、その後の自立に向けた支援を行います。	子育て支援課
180	多様な性自認・性的指向の人々への理解促進	多様な性自認・性的指向の人々への差別や偏見の解消を目指して、情報を掲載したパネル展示、映画の上映会、関連本の貸出しを行い、区民等に対する啓発活動に取り組みます。	男女平等推進センター

第3章 施策の方向

135	自殺・うつ病の予防対策	【再掲】	保健予防課
136	青少年自殺予防対策事業	【再掲】	子ども若者課
137	DV・デートDV防止のための周知啓発事業	【再掲】	男女平等推進センター
148	すずらんスマイルプロジェクト	【再掲】	男女平等推進センター

新規

取組の方向性

(2) 相談体制の充実と情報発信

【現状と課題】

豊島区では、子ども・若者に係る様々な悩みや困難を一人で抱え込むことの無いように、23区で初めて庁舎内に常設の子ども若者相談窓口として「アシスとしま」を設置し、運営しています。窓口では、子ども・若者及びその保護者からの様々な悩みや相談に対応するとともに、悩みを抱える当事者やその家族、子ども・若者を支援する地域団体のもとを訪問するアウトリーチ型の支援も進めており、相談者数及び支援者数は、ともに年々増加しています。しかし、令和5年度に実施したアンケート調査によると、「アシスとしま」の認知度・利用度は低く、相談窓口の広報や利用促進が課題となっています。

また、福祉課題が多様化、複雑化する中、従来の対象者別の相談支援では対応が困難なケースが増えており、支援を必要とする人に対してより一層きめ細やかな支援を行う必要が高まっています。

【方向性】

「アシスとしま」をはじめとして、子どもの発達、心身の健康、多様な性など、個別の問題に関する相談窓口も設置し、重層的に支援を進めていきます。個別の相談窓口では対応が困難な複雑・複合的なケースについては、関係各課や関係機関の連携により包括的な相談支援体制構築を図ることで対応していきます。

また、子ども・若者に関わる問題は多岐に渡っており、それらの問題に対応する支援機関も多様であるため、当事者やその家族にとっては、自分の抱えている悩みをどの支援機関に相談すれば良いのかわからないということも起こりえます。相談者に必要な窓口や支援情報が届くよう、支援機関の対応力を強化し、併せて相談に係る情報を発信していきます。

【計画の進捗を測る指標】

指標名	現状		目指す方向性 (令和11年度)
不安に思うことや困っていることを相談でき、虐待や体罰、いじめなどにあつたときは助けを求めることができると回答した割合	令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者 53.6% ・高校生 82.4% ・若者 75.7% 	↗
困ったり悩んだりしたときに相談窓口を利用したくないと回答した割合	令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> ・小学生 47.7% ・中高生 62.0% ・若者 9.3% 	↘
①の理由として、相談しても解決できないと思うからと回答した割合	令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> ・小学生 35.0% ・中高生 58.8% ・若者 69.2% 	↘
悩みやこまりごとなどを相談できる場所（なやみりーぐイロ、アシスとしまなど）の認知度	令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> ・小学生 68.1% ・中高生 48.2% ・若者 15.4% 	↗

根拠：計画策定のためのアンケート調査

第3章 施策の方向

【具体的な取組】

①相談体制の充実と情報発信

重点事業

事業名	事業目標	事業内容	
39 子ども若者総合相談事業 (アセスとしま)【再掲】	様々な困難を有する子ども・若者や家族への情報提供及び支援の実施により、問題の重篤化防止や状況改善を図ります。	学校や就労、家族関係など様々な困難を有する子ども・若者やその家族からの相談を受け付ける総合相談窓口の運営や、アウトリーチによる相談を実施します。相談を受け、個々の状況に合わせた支援を実施します。また、関係機関や地域と連携し、必要な支援へ繋げていきます。	
	目標	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
	① 登録相談者数 ② 支援回数	①441人 ②2,623回	① 400人 ② 2,500回
担当課	子ども若者課		

計画事業

事業名	事業内容	担当課
29 子育て訪問相談事業	【再掲】	子ども家庭支援センター
32 スクールカウンセラー事業	【再掲】	指導課 教育センター
35 「としま子どもの権利相談室」の運営	【再掲】	子ども若者課
36 子どもの権利擁護委員相談事業	【再掲】	子ども若者課
38 人権擁護委員相談事業	【再掲】	区民相談課
40 子どもに関する相談事業	【再掲】	子ども家庭支援センター
41 子どもからの専用電話相談	【再掲】	子ども家庭支援センター
42 子ども家庭女性相談事業	【再掲】	子育て支援課
59 東部・西部子ども家庭支援センター事業	【再掲】	子ども家庭支援センター
67 子育て支援総合相談事業	【再掲】	子育て支援課
64 マイほいくえん事業	【再掲】	保育課
74 乳幼児健全育成相談事業	【再掲】	保育課
148 新規 すずらんスマイルプロジェクト	【再掲】	男女平等推進センター
151 教育相談	【再掲】	教育センター
152 発達支援相談事業	【再掲】	子ども家庭支援センター
155 発達障害者相談窓口	【再掲】	障害福祉課
157 巡回子育て発達相談事業	【再掲】	子ども家庭支援センター

第3章 施策の方向

178	更生保護サポートセンターの運営支援	【再掲】	子ども若者課
179	女性の専門相談	【再掲】	男女平等推進センター
181	にじいろ相談ダイヤル 新規	性自認・性的指向に関する悩みについて専門の相談員が応じます	男女平等推進センター
182	男性専門相談ダイヤル 新規	仕事や家庭のこと、人間関係や生き方など、男性の様々な悩みについてカウンセラーが応じます	男女平等推進センター
183	福祉包括化推進会議の設置	多様化・複雑化する福祉ニーズに対してきめ細かく対応するため、福祉・健康・子ども・住宅・教育に関する部署等に福祉包括化推進員を配置し、定期的な会議体を設けて庁内連携を推進し、包括的な支援を実施していきます。	福祉総務課
184	精神保健福祉相談	こころの不調や病気で困っている方、あるいは家族の方からの相談を保健師が随時お受けします。また、予約制で精神科医又は精神保健福祉相談士による専門相談を行います。	健康推進課 長崎健康相談所
185	消費生活相談事業	契約上のトラブル、悪質商法による被害等の相談を受けます。ヤミ金・サラ金などの多重債務に関することは、状況により弁護士の法律相談を案内します。	生活産業課
186	子ども・若者及びその家族への支援情報の提供	支援が必要な子ども・若者やその家族に対して支援に関する情報が届くよう、インターネット等も活用して情報の提供に努めます。	子ども若者課
187	子ども・若者支援者への情報提供	子ども・若者支援に関わる区民、関係機関や職員等に対し、困難を有する子ども・若者の構造や背景を理解するための研修や講演会を開催し、支援に必要な情報提供を行います。	子ども若者課

第3章 施策の方向

<VI> 区民・地域・企業等が子ども・若者・家庭を支え、ともに成長できるまち

取組の方向性

(1) 区民・地域・企業等との連携・協働

【現状と課題】

区民であり、社会の一員である子ども・若者は、専門的な知識やノウハウを有する者だけでなく、日常生活の中で接する機会がある地域の区民等や事業者とのつながりの中で成長していきます。

豊島区には、子ども・若者の成長を見守り、ともに活動し、必要に応じて関係機関とのコーディネートを行うことを仕事とする民生委員・児童委員、青少年育成委員、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）がいます。

また、令和3年7月には、「子どもたちのために役立ててほしい」、「子どもたちの今や未来が豊かなものとなるように体験や交流などの機会を提供したい」等の声とともにいただいた個人や企業等からの寄附金を積み立てる「としま子ども若者応援基金」を創設し、困難を抱えた子ども・若者や子育て家庭への支援事業を開始するとともに、体験型支援である「コト支援」や食料品の提供等の「モノ支援」も併せて子ども若者応援プロジェクトを開始しました。これら子ども・若者のパートナーとともに、強みを活かしかええるような関係性を構築していくことが重要です。

【方向性】

民生委員・児童委員や青少年育成委員、地域のボランティア団体等が、地域で子ども・若者やその家族とともに行う取組を支援し、地域人材を確保・育成していきます。また、行政と区民、地域団体、大学等、様々な主体が連携・協働するとともに、地域で様々な活動をしている団体のネットワーク化を進めることで、地域全体で子ども・若者を見守り、ともに成長していけるまちづくりを推進します。

【計画の進捗を測る指標】

指標名	現状	目指す方向性 (令和11年度)
地域における子育て支援や見守り活動が活発に行われていると思う保護者の割合	令和5年度 ・就学前 45.4% ・小学生 51.1% ・中高生 46.0%	↗
職業生活と家庭生活を両立するための支援が行われていると思う保護者の割合	令和5年度 ・就学前 44.3% ・小学生 37.1% ・中高生 38.3%	↗

根拠：計画策定のためのアンケート調査

【具体的な取組】

①地域の子ども・若者支援活動、子育て支援活動への支援

計画事業		
事業名	事業内容	担当課
188 スポーツ推進委員事業	スポーツ・レクリエーションの普及・振興のため、地域におけるスポーツ活動の指導・助言と、区のスポーツ・レクリエーション関係事業「としまスポーツまつり」や「ハイキング」など子どもから高齢者まで楽しく参加できるイベントを企画・運営します。また、スポーツを通じた地域コミュニティの場として、区内1か所まで総合型地域スポーツクラブの活動を展開します。	学習・スポーツ課
189 民生委員・児童委員事業	乳幼児や児童のいる家庭の生活を常に見守り、その生活状況の把握に努めるとともに、必要に応じ相談・支援を行います。ケースによっては、区対し確かな情報提供を行い、望ましい福祉サービスにつなげるための活動を展開します。また、児童虐待など子どもの権利が不当に侵害されているケースなどについては、関係機関との適切な連携により、その解決に協力します。	福祉総務課
190 青少年育成委員会支援事業	各地区青少年育成委員会は、独自に地域の実情に応じた形でイベントを開催し、青少年の健全育成と地域の親睦を深める活動をしています。区は各地区が行う健全育成事業に対する補助金の支出、連合会に対する補助金の支出、「としまのいくせい」の作成、委員の資質向上のための研修会を実施します。	子ども若者課
191 コミュニティソーシャルワーク事業	コミュニティソーシャルワーカー（CSW）が、地域福祉を推進するコーディネーターとして、①専門相談支援機関へのつなぎ役、②個別支援・地域支援を通じた地域づくり、③関係機関との連携支援等を行います。また、区内8か所の区民ひろばに2～3名常駐し、相談対象、相談内容に関わらず、暮らしに関わること全てに対して電話、訪問、来所、相談会等による個別相談支援を実施します。	福祉総務課
192 地域福祉サポーターの養成と推進	地域の中で不安や悩みを抱えた人たちに気づいた時に、声をかけたり関係機関につなげたりするなどの活動を行う、地域の小さなアンテナ役「地域福祉サポーター」を養成します。	社会福祉協議会
193 地域活動交流センター管理運営	NPO法人等の公益性のある地域活動団体の活動及び交流の拠点として、地域活動交流センターを設置し、その管理運営を行います。	区民活動推進課

②区民や地域団体、大学との連携・協働及び地域ネットワークの形成

重点事業			
事業名	事業目標	事業内容	
194 子ども若者支援ネットワーク「ここにいるよ」	子ども・若者支援に関わる活動団体や行政で包括的・横断的な支援ネットワークを構築し、支援に関する情報交換や支援者の質の向上に取り組みます。	子ども・若者支援に関わる多分野の団体や区民に対して、専門知識などの研修会や情報交換の機会となるイベントなどを実施します。	
	目標	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
担当課	子ども若者課	ネットワークイベント参加者数	127人（2回/年） 80人（1回/年）

計画事業		
事業名	事業内容	担当課
13 子ども食堂ネットワーク	【再掲】	子ども若者課
24 としま子ども学習支援ネットワーク「とこネット」	【再掲】	福祉総務課

第3章 施策の方向

195	としま子ども若者応援プロジェクト 新規	地域の方々等からいただいた寄付金を活用した支援事業や、企業・団体等からの「コト・モノ支援」を通じて、子ども・若者や子育て家庭を支援します。	子ども若者課
196	若者支援ネットワークの構築（子ども・若者支援地域協議会）	社会生活を営むうえでの困難を有する子どもや若者に対し、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることにより、効果的かつ円滑な実施を図ることを目的に、豊島区子ども若者支援地域協議会を運営し、ネットワーク形成を行います。	子ども若者課
197	豊島区子育てネットワーク会議	同じ地区の子育てに関わる施設が情報交換を行い、地域の子育て家庭を見守っていきます。地区ごとに、定期的に会議を開催して、情報共有・意見交換を行っています。	子ども家庭支援センター
198	中小規模公園活用プロジェクト	地域に点在する十分に活用されていない中小規模公園について、子育て世代をはじめとした利用者ニーズや地域・周辺環境に合わせた新たな公民連携による活用方法を地域とともに検討・検証し、地域コミュニティの場や地域課題解決の場として、まちや人と「ともに育つ公園」を目指します。	公園緑地課
199	地域・大学連携事業	区立小中学校の理科・数学・健康教育・食育等において、区内大学や地域の企業、特技を有する個人の支援を得て教育活動を活性化します。また、教員を志望する学生を指導補助者として受け入れ、学生が教育現場を体験する機会を創出します。	指導課
200	コミュニティ・スクール導入等促進事業	学校、保護者、地域の方々がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることのできるコミュニティ・スクールの導入を推進します。豊島区では、コミュニティ・スクールの中に子どもも位置付けて推進していきます。	庶務課（教育施策推進担当課長）
201	地域子ども懇談会	地域・学校・家庭・行政が連携し、子どもに関する健全育成活動や見守り活動の促進、地域の子育て力や教育力の向上を図るため、小学校区ごとに「地域子ども懇談会」を開催し、子どもに関する意見交換や情報交換を行います。	放課後対策課

③仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

重点事業				
事業名		事業目標	事業内容	
202 ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度		企業のワーク・ライフ・バランスに対する理解を深め、働きやすい職場づくりを推進します。	区内に本社又は主たる事業所がある企業を対象に、ワーク・ライフ・バランスを積極的に推進する企業を区が認定します。認定書の授与、区ホームページで取組の紹介等を行い、認定企業は、企業が発行する印刷物等に認定マークを使用できます。	
		目標	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
担当課	男女平等推進センター	認定企業数	59社	70社

計画事業				
事業名		事業内容		担当課
203	企業・事業所への啓発事業	区内の企業・事業所に対し、働き方の見直しなどワーク・ライフ・バランスの推進に向けた情報提供・普及啓発を行います。		男女平等推進センター
204	ワーク・ライフ・バランスフォーラムの開催	ワーク・ライフ・バランスの意義・重要性を区民・事業者が理解し取組むために、ワーク・ライフ・バランスに関するフォーラムを開催します。		男女平等推進センター
205	モデル事業所としてのワーク・ライフ・バランスの推進	職場でのワーク・ライフ・バランス及び子育て支援・両立支援を進めるために、特定事業主行動計画に基づく取組を推進していきます。		人事課

取組の方向性

(2) 安全・安心な社会環境の整備

【現状と課題】

豊島区では、子どものけが・事故予防、児童虐待防止、学校の安全（セーフスクール）など10項目をセーフコミュニティの重点課題として対策委員会を設置し、地域全体で安全対策を推進しています。また、地球温暖化や自然の変動により気象災害の発生頻度が高まる傾向となっています。子ども・若者が地震等に被災しても適切に対処できるように、日ごろから準備しておくことが必要です。

子ども・若者に対する有害環境への対策も重要です。豊島区では、これまで不健全図書などの有害環境に対する取組を進めてきましたが、近年では青少年のネット依存が問題となっています。インターネットも含めて令和5年度に実施したアンケート調査では、いずれの保護者においても、区の子育て支援・施策に望むこととして「子どもが事故や犯罪に巻き込まれない環境整備」が多く回答されており、安全安心なまちづくりのより一層の推進が求められています。子ども・若者を取り巻く環境への対策が求められています。

また、子育てファミリー世帯向けの家賃助成など、子育てしやすい環境整備や子育て世帯の住環境の向上に取り組んできました。

【方向性】

子ども・若者にとって有害な環境に対する対策や、防犯や事故予防のための取組を推進することで、子ども・若者の生命や健康を保護し、かつ、安全安心な環境を整備します。また、子育て世帯にとって安心できるまちづくりを推進するため、子育て世帯向けの良質な住宅の供給誘導、子育て世帯の居住支援等、子育てしやすい環境の整備に取り組みます。取組にあたっては、学校や地域等と連携して進めていきます。

【計画の進捗を測る指標】

指標名	現状		目指す方向性 (令和11年度)
子育てを視野に入れた住宅対策や道路・施設整備が行われていると思う保護者の割合	令和5年度	就学前 36.0% 小学生 30.3% 中高生 31.2%	↗
子どもと一緒に外出できる遊び場や施設等の情報が欲しい、あるいは不足していると思う保護者の割合	令和5年度	26.0%	↘
セーフコミュニティの認証	令和5年度	認証	認証継続

根拠：計画策定のためのアンケート調査

第3章 施策の方向

【具体的な取組】

①子育て世帯にやさしいまちづくりの推進

重点事業			
事業名	事業目標	事業内容	
206 子育てファミリー世帯への家賃助成事業	子育てファミリー世帯を区内の良質な民間賃貸住宅に誘導し、居住環境の改善及び定住化を図ります。	区内の良質な民間賃貸住宅に転入・転居した場合に、一定の要件を満たす子育てファミリー世帯に対し、転居後の家賃と基準家賃との差額の一部を一定期間助成します。	
	目標	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
	新規家賃助成数	助成件数 203件	助成件数 205件
担当課	住宅課		

計画事業			
事業名	事業内容		担当課
207 空き家利活用推進事業	空き家活用と地域コミュニティの活性化を図るため、戸建て空き家を活用したいオーナーと、その建物で地域貢献活動（多世代の交流の場、子どもの居場所となる場の運営等）をしたい団体をマッチングするとともに、空き家の改修に必要な経費の一部を補助します。		住宅課
208 近居・多世代同居の推進	親子で支え合いながら子育てできる環境を整備するため、子育て世帯が親世帯と同居・近居する場合の住み替え支援を検討します。		住宅課

②有害環境等への対応

計画事業			
事業名	事業内容		担当課
209 薬物乱用防止教育	医薬品の正しい使い方や危険ドラッグなどの使用防止の学習「薬物乱用防止教室」を年間指導計画に位置付け、学校薬剤師や警察と連携して年1回以上実施します。また、教員に対しても生活指導主任研修会等で、おくすり教育、薬物乱用防止教育の研修を行います。		指導課
210 情報モラル教育	情報ネットワーク社会に対応するため、タブレットPCを活用し、児童・生徒の情報活用能力を育成するとともに、情報モラル教育及び情報セキュリティ意識向上のための指導の充実を図ります。		指導課
211 不健全図書类等規制対策事業	昭和60年10月に施行された「豊島区不健全図書類規制に関する条例」に基づき、地区の青少年育成委員会の協力のもとに不健全図書类等の自動販売機調査を行い、より一層の環境浄化活動を行います。		子ども若者課

③防犯・事故予防の推進

計画事業			
事業名	事業内容		担当課
212 安全・安心パトロールの実施	区民の安全・安心を確保するため、区内全域を青色防犯灯付きパトロール車でパトロールします。登下校時の進路警戒の他、小学校、保育園、子どもスキップ等の施設にも立ち寄り等、見せる防犯活動を行います。		防災危機管理課
213 小学校児童の通学路安全対策の推進	通学路における子どもたちの安全対策として、各小学校の通学路に防犯カメラを増設していきます。		学務課

第3章 施策の方向

214	学校安全安心事業	各小学校の通学路を関係者と点検し、通学路等における子どもたちの安全を確保していきます。	学務課
215	安全・安心な学校づくり(インターナショナルセーフスクール)	区内のすべての小中学校で安全安心な学校づくりに取り組む活動をコミュニティ・スクールの中で推進します。また、小・中学校連携教育の視点から、各中学校ブロックで、創意工夫を生かして取組を充実させます。	庶務課(教育施策推進担当課長)
216	区立小学校・学童クラブの入退室管理システム	児童の安全の向上を図り、保護者の安心感担保や緊急時の迅速な対応を実現するため、区立小学校1年生から3年生及び学童クラブに、児童の入退室を保護者に通知するシステムを導入し、運用します。	放課後対策課
217	交通安全施設整備事業	妊産婦や子ども連れの親子が安心して外出することができるよう、また、子どもの交通事故の減少を図るため、自転車・歩行者等の安全確保と、日常生活に支障をきたさない安全対策を行います。	道路整備課
218	交通安全対策事業	春・秋の交通安全運動を中心として、年間を通じた広報・啓発活動を実施します。各種交通安全教室・講習会の実施、交通安全ビデオ・DVDの貸出し、交通安全協会活動支援などを行います。子どもや子育て世帯に対しては、特に自転車乗用中のルールとマナーに対する啓発活動を行います。	土木管理課
219	中学校自転車安全教室(スクエアード・ストレイト授業)	事故の恐ろしさと交通ルールを守ることの大切さを実感させることを目的として、区立中学校において、スタントマンによる交通事故再現の様子を目の前で見ってもらう交通安全教室を警察署と協働で行います。	土木管理課
220	自転車ヘルメット普及啓発事業	自転車の転倒事故による東部の受傷を防ぐため、自転車用ヘルメットの購入費を助成します。また、子育て世代の保護者を対象とした「交通安全研修会」を実施し、交通安全意識の向上を図ります。	土木管理課
221	公園等防犯カメラ整備事業	地域要望を踏まえながら、防犯カメラを設置することにより、子どもや女性がより安心して利用できる公園を作ります。	公園緑地課

第3章 施策の方向

取組の方向性

(3) 子ども・若者が文化や芸術に親しむことのできるまちづくり

【現状と課題】

子ども・若者が伝統文化や芸術に触れることは、感性や想像力を豊かにする重要な機会となります。日常生活では体験できない感動や刺激が子ども・若者の成長を促し、地域文化への愛着と理解を深めることで、地域社会への参画を促進しています。豊島区には長崎獅子舞等、多彩な地域文化が古くから育まれてきました。また、その地域で長く続いている祭りやイベントもあります。令和5年度に実施したアンケート結果によると、「あなたは、豊島区郷土資料館など文化施設を使ったことがありますか」という設問に対して、「利用したことがある」と回答した子ども・若者は10.4%でした。また、「あなたは、地域の活動・イベント・ボランティア等に参加したことがありますか」という設問に対して、子ども・若者の45.2%が「参加したことがない」と回答しました。地域の文化や芸術に触れる機会を増やす取組が必要とされています。

【方向性】

豊島区がこれまでに培ってきた文化芸術に関わる取組を活用し、地域で生活する子ども・若者が、日頃から文化芸術を身近に感じて楽しめる環境を引き続き整えていきます。また、企業等と連携・協働することで、これまでアプローチが難しかった対象へのイベントや親子向けイベントの企画も行います。さらに、このような文化芸術活動の魅力を子ども・若者に伝えるために普及啓発と情報発信等の活動を展開していきます。

【計画の進捗を測る指標】

指標名	現状		目指す方向性 (令和11年度)
文化芸術に触れる機会が「どちらかという と多くなった」と感じている区民の割合	令和5年度	18歳以上の区民 34.6%	↗

根拠：協働のまちづくりに関する区民意識調査

【具体的な取組】

①文化・芸術に親しむ環境づくり

重点事業		事業名	事業目標	事業内容	
222	トキワ荘マンガミュージアムの運営		豊島区ゆかりのトキワ荘等のマンガ文化に触れる機会を増やすとともに、関連情報の発信によりまちの魅力を高め、マンガ・アニメを核とする地域文化の継承・発展を目指します。	トキワ荘のあった南長崎地域に「トキワ荘マンガミュージアム」を運営し、マンガ・アニメ文化の発信やマンガによるまちづくりを地域と一体となって進めます。	
				目標	現状値（令和5年度）
担当課	文化観光課		トキワ荘マンガミュージアム及び関連施設年間来館者数	123,447人	280,000人

計画事業		事業名	事業内容	担当課
223	新規	そうしがやこどもステーション運営事業	区とNPO法人が協働して、次代の文化の担い手である子どもたちを対象に文化芸術に触れるワークショップ等のアートプログラムを展開します。	文化デザイン課
224	新規	IKE-CIRCLEによる文化・観光情報発信	豊島区の文化と観光などの情報を集約して発信することで、区内外に豊島区の魅力をPRするため、「文化」「観光」「交流都市」の3つのカテゴリに仕分けた情報をWebサイトで公開します。	文化観光課
225		トキワ荘通りお休み処の運営	トキワ荘のあったまちの散策拠点である「トキワ荘通りお休み処」を運営します。トキワ荘の部屋の再現等のほか、休憩スペースも設け、トキワ荘マンガミュージアムと連携してまちの魅力を発信します。	文化観光課
226		芸術文化劇場の運営と文化芸術発信事業	芸術文化劇場（東京建物 Brillia HALL）の管理運営を行い、魅力的な公演を上演することで、区民に良質な芸術文化を鑑賞する機会を提供するとともに、芸術文化により地域のにぎわいを創出します。	文化デザイン課
227		舞台芸術交流センターの運営と文化の発信事業	舞台芸術交流センター（あうるすぽっと）において、舞台芸術公演、各種講座・ワークショップ等の事業を実施し、芸術文化を通して多様な人々が集い交流する機会を提供します。	文化デザイン課
228		池袋西口公園野外劇場管理運営事業	本格的な舞台、ダンス、クラシックなどの音楽会等ができる野外劇場として池袋西口公園野外劇場（GLOBAL RING THEATRE）を整備・運営し、良質な文化の発信やまちの賑わいの創出を図ります。	文化デザイン課
229		池袋モンパルナス回遊美術館事業	「街のどこもが美術館」をコンセプトに、かつて「池袋モンパルナス」と呼ばれた池袋西口、長崎、千早地域を中心に、池袋東口エリアの会場も加え、美術作家から小学生等までの多彩な作品を展示します。	文化デザイン課
230		熊谷守一美術館の運営	画家熊谷守一の作品を展示する区立美術館を運営し、区民等が芸術に触れる機会を提供します。	文化デザイン課

第5章 計画の推進に向けて



1 計画の進行管理

計画の実現へ向けて、PDCA の考え方に基づき、具体的に取り組む施策の策定・実施・評価にあたり、子ども・若者や子育て家庭等の意見を聴取し、受け止め、反映させていきます。また、それらを進めるにあたっては、子ども・若者や子育て家庭の視点に立った取組がされているか検証を行い、改善しながら効果的かつ効率的に施策を推進していきます。検証の結果は、区ホームページ等を通じて広く公表していきます。

(1) 計画全体の検証について

本計画全体については、庁内関係部署で組織する「子どもの施策調整会議」や、区民や地域団体等の幅広い関係者で構成される「青少年問題協議会」において、事業目標の達成状況や子ども・若者の意見等、定量的・定性的なデータをエビデンスとして、第3章の重点事業の目標達成状況を中心に点検・評価を行います。区は点検・評価結果を踏まえ、施策の改善につなげていきます。

(3) 「子ども・子育て支援事業計画」(第4章)の検証について

「子ども・子育て支援事業計画」(第4章)については、年度ごとに区が実施状況をまとめ、「子ども・子育て会議」が目標の達成状況などについて点検・評価を行います。点検・評価の内容を踏まえ、必要に応じて計画中間期に見直しを行います。

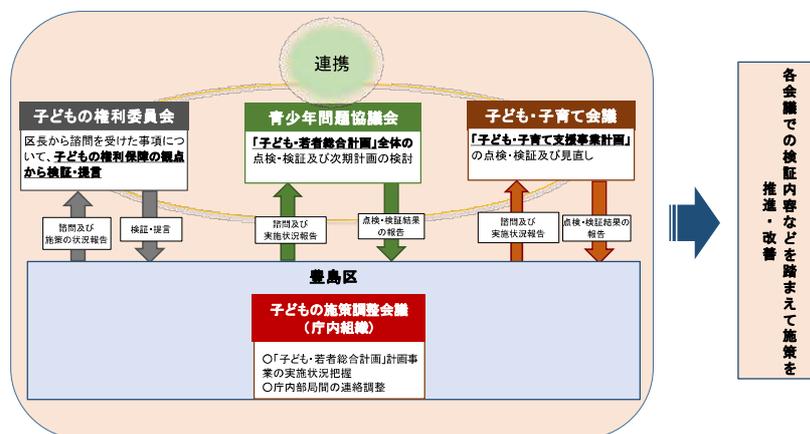


2 子ども権利の観点からの施策の検証・推進

本計画は、目標達成状況の点検・評価に加え、「子どもの権利委員会」が子どもの権利保障の観点から検証を行います。検証の結果をもとに施策の改善策などについて審議し、区へ提言を行います。区は提言の内容を踏まえて施策の推進や改善を図ります。

また、各部署においては、それぞれの取組が計画の目標実現のためであることを理解したうえで事業を推進するとともに、様々な取組を子どもの権利の普及啓発の機会と捉え、子どもの権利保障の推進を図ります。

◆計画の推進体制のイメージ図





3 子ども・若者等の意見等の反映

豊島区では、これまでも子どもの権利保障の視点から子どもの意見を反映させるための取組を進めてきました。

例えば、「子どもレター」や「子ども会議」等、子ども・若者等の意見を区政全体に反映させることを目的とした取組とともに、「児童施設運営事業」での利用者会議の開催といった、子ども・若者等にとって、より身近な日常生活の場で展開される個別の取組においても、広範な子ども・若者等の思いを聴き、反映させる取組を進めてきました。

これら豊島区が積み重ねてきた取組を大切にしながら、さらに、子ども・若者等の意見が施策へと反映させられるように取組を推進していきます。

具体的には、「子ども・若者等の意見を区政全体に反映させる取組」と「個別の施策に意見を反映させる取組」のそれぞれについて、取り組みを充実させていきます。各施策等において、子ども・若者等の意見を受け止め、ともに方針の決定や具体策の構築を進めていくため、取組においては、「知る・伝える」、「理解する・説明する」、「ともに進める」等のそれぞれの段階でコミュニケーションを丁寧に積み重ねていくとともに、参画の窓口を効果的かつ幅広く用意することで、多様な子ども・若者等が成長等に応じて参画の度合いや手法を選択できるよう柔軟に取り組みを進めていきます。

また、庁内連携を強化し、「区政全体に意見を反映させる取組」と「個別の施策に意見を反映させる取組」の間の連携・相乗効果により、区政全体での意見反映をさらに進めてまいります。

こうした取組により、豊島区のあらゆる取組に、子ども・若者等の意見を反映させていきます。



4 地域ネットワークの構築、関係機関との連携強化

子ども・若者の権利が保障されながら成長していけるまちづくりを実現していくには、行政施策のみならず、地域全体の協働による共創が必要です。令和3年7月には、区民や企業など「オールとしま」によるSDGs推進の取組として「としま子ども若者応援プロジェクト」が始動しました。また、区の組織を横断して民間支援団体と連携し、定期的に意見交換を行うことで顔の見える関係性を構築する「居場所会議」や、10代から20代の女性支援を行う「すずらんスマイルプロジェクト」等、新たな取組も進んでいます。豊島区では、区民やNPO法人、地域団体、子育て支援グループ、企業等による主体的な活動が活発に展開されています。引き続き、そうした活動への支援を継続

第5章 計画の推進に向けて

するとともに、協働・連携の仕組みづくりや、自助・共助・公助のネットワーク構築に取り組めます。

また、多岐にわたる子ども・若者や家庭を取り巻く諸状況に的確に対応し、総合的かつ効果的な施策の推進を図っていくため、国、東京都、近隣の自治体、地域の大学、社会福祉協議会、事業者、子ども・若者に関する施設など関係機関との連携を強化していきます。



5 計画の広報

計画の対象である子ども・若者や子ども・若者に関わる方々に、計画の内容をわかりやすくお知らせします。広報を通じて、計画の理念や考え方を地域全体で共有し、地域一体となって計画の推進を図ります。